

## ワーカム北海道 環境マネジメントシステム適用範囲

(270-N-11-S80 ワーカム北海道環境マネジメントマニュアルより抜粋)

	<p style="text-align: center;"><b>環境マネジメントマニュアル</b></p>	<p style="text-align: center;">文書番号 270-N-11-S80</p>	<p style="text-align: center;">4 / 42</p>
<p><b>1. 制定の目的、及び適用範囲</b></p> <p>この『ワーカム環境マネジメントマニュアル』（以下本マニュアル）は、          (株)ワーカム北海道（以下ワーカムという）が、いすゞ地球環境憲章の基に          事業活動を行う中で、環境パフォーマンスを向上させるために、ISO14001          の要求事項に基づいて運営する環境マネジメントシステム（以下EMS）を明確に          し、ワーカムが継続的かつ効果的に環境責任をマネジメントするために制定する。</p> <p>本マニュアルの適用範囲は、以下とする。          北海道勇払郡むかわ町米原489番地を所在地とするワーカムに係る全ての          事業活動及びワーカム敷地内（以下、サイトという）に係る事業活動に適用する。          （但し、エームサービス食堂業務は除く）</p> <p><b>2. 引用規格</b></p> <p>ISO14001：2015「環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引」          （JIS Q 14001：2015「環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引」）</p> <p><b>3. 用語の定義</b></p> <p>「環境委員長・代表」：適用範囲サイトの最高経営者          「環境管理責任者」：サイトの環境マネジメント責任者          「各部推進者・職制」：各部及び各課の責任者          （注記なき時は部長または課長を指す）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JIS Q 14001：2015 の 3 項：用語及び定義の用語を本文中で使用する際は、              ことわりが無い限り、JIS Q 14001：2015 の 3 項：用語及び定義に順ずる。</li> </ul>			

## 4. 組織の状況

### 4.1 組織及びその状況の理解

ワーカムは、組織の事業目的等と関連した組織を取り巻く環境、社会などの全体状況の中から、ワーカムのEMSの意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える、外部及び内部の課題を決定しなければならない課題については、以下より抽出される。

- ・環境マネジメントレビューにおけるトップコメント
- ・経営計画（方針書）、決算結果
- ・環境方針書
- ・リスク評価より抽出される課題（基本規則 10-09 リスク管理規程）
- ・改正法令など
- ・その他

### 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

ワーカムはEMSに関連する利害関係者とそれらの関連するニーズや期待（要求事項）を把握し、それらの要求事項のうち、ワーカム順守義務となるものを決定する。

決定した順守義務の分析は、6.1.3 順守義務に基づき行う。

ワーカムの利害関係者と要求事項および順守義務は、以下より抽出される。

- ・環境マネジメントレビューにおけるトップコメント
- ・経営計画（方針書）、決算結果
- ・環境方針書
- ・リスク評価より抽出される課題（基本規則 10-09 リスク管理規程）
- ・改正法令など
- ・その他

### 4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定

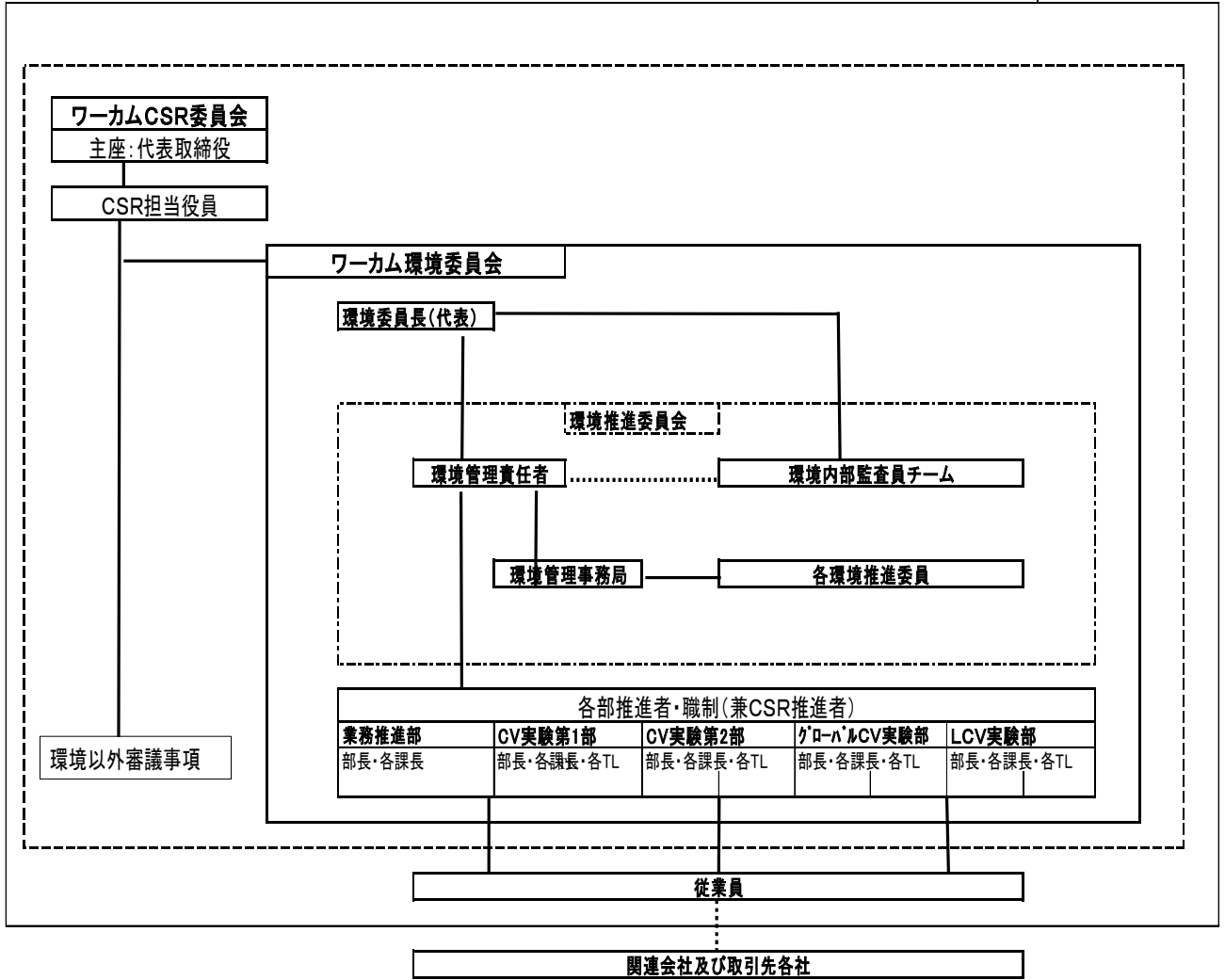
ワーカムのEMSの適用範囲の概要を1. 制定の目的及び適用及び図-1 概略ワーカム環境組織図に示す。

適用範囲概要は、HPなどに掲載することで、利害関係者が入手できるようにする。適用範囲を決定する際は、以下を考慮し、適用範囲にある組織の全ての活動、製品及びサービスをEMSの適用範囲に含める。

考慮事項	参照項番
・4.1（組織及びその状況）に規定する外部及び内部の課題	4.1項
・4.2（利害関係者のニーズ及び期待）に規定する順守義務	4.2項
・ワーカムの単位、機能及び物理的境界	1項
・ワーカムの活動、製品及びサービス	1項
・管理し、影響を及ぼすためのワーカムの権限及び能力	6.1.2項 環境側面

環境管理責任者は、図1概略 ワーク環境組織図の詳細を別途N-S80-05ワーク環境組織図へ定め、変更があった毎に最新版を維持する。

図1 概略ワーク環境組織図



尚、それぞれの役割、責任及び権限については 5.3 組織の役割、責任及び権限に示す。